

## 公益法人改革への本会の対応について

会員各位

日本分析化学会新公益法人ワーキンググループ  
委員長 酒井忠雄

既にご高承のように、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく平成20年12月1日の新制度施行に伴い、従来の公益法人は公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行せねばなりません。新制度施行後5年間は特段の手段をとることなく従来と同様の法人として存続できますが、平成25年11月末の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合は解散となってしまいます。本会理事会と致しまして「公益」、「一般」のいずれに移行するか検討して参りましたが、結論として公益社団法人への移行申請を行うこととし、本年4月の第51回通常総会にお諮りさせていただくことを、さる12月21日開催の理事会にて決定いたしました。

公益社団法人の認定基準は、公益目的事業比率が(費用で計って)50/100以上、経理的基礎及び技術的能力を有すること、法人関係者に特別の利益を与えないこと、等とされています。本会の事業が公益目的事業かどうかについては公益認定等委員会により判断されますが、上記の公益法人認定法第2条4号は、A「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって」、B「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」と規定しています。右のAに関して別表の第1項には「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」と記載されています。Bに関して個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になっていないかどうかの観点から、事業目的および事業の合目的性(受益の機会の公開、事業の質を確保するための方策、審査・選考の公平性の確保、その他)などのチェックポイントが挙げられています。もとより、本会の本部、支部、研究懇談会によって多彩に展開される各事業のほとんどは、公益目的事業比率にも事業内容的にも公益認定が受けられるものと判断されます。

あわせて、会計的には上の公益目的事業比率のほかに収支相償原則(公益目的事業の収入が支出を超えないこと)、公益目的事業財産(共益事業、収益事業の収益の50%以上を公益事業に使用)、遊休財産の保有の制限(公益実施費用額の1年分)などの規制があります。これらを考慮しつつ、移行先を選択するにあたっては更に次の各点を検討いたしました。

### ・公益社団法人として認定された場合

メリット: 公益団体としてのステータス、法人税、固定資産税の大幅な減免(但、現在前者は免税、公社は非課税)、寄付者の寄付金控除が可能

デメリット: 公益認定の維持(事業別収支、公益目的財産の報告、公開義務)、公益認定が取り消された場合は財産を寄付しなくてはならない、事務作業の増大

### ・一般社団法人として認定された場合

メリット: 行政庁の指導監督は受けない、公益事業比率に縛られない

デメリット: 税の優遇措置が限定的である、公益目的計画と進捗報告を要する

移行申請にあたっては、定款の変更並びに諸規定の整備等に大きな作業が発生することが見込まれるとともに、会計面からは本部・支部・研究懇談会の経理の一元的管理が望ましいと考えられます。支部並びに研究懇談会の預貯金なども遊休資産の保有の制限に抵触することになりますので今後対応をお願いしていくことになります。

以上、本会の公益法人改革への対応をお知らせいたしますとともに、会員各位におかれましては事情ご賢察のうえご協力を賜りますようお願いいたします。

平成21年12月21日